

山口市地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、人口減少や少子高齢化が進む本市において、地域外の人材を活用し、地域の活力を促進するとともに、その人材の定住、定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、山口市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(活動内容)

第3条 隊員の活動内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 農林水産業の振興に係る活動
- (2) 観光・文化・伝統・スポーツの振興に係る活動
- (3) 地域資源の発掘及び振興に係る活動
- (4) 地域づくりに係る活動
- (5) 地域間交流及び移住・定住促進に係る活動
- (6) その他、地域活力の向上、促進に資する活動

(任用)

第4条 隊員は、次の各号の全てに該当する者のうちから、市長が任用する。

- (1) 前条に規定する活動に意欲を持って取り組むことのできる者
- (2) 心身ともに健康で、地域住民と協力しながら活動できる者
- (3) 3大都市圏を始めとする都市地域等に住民票を有し、採用決定後にその地域から本市に住民票を移すことができる者
- (4) その他市長が必要と認める資格を有し、又は、要件を満たす者

2 隊員の任用期間は1年間とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度の途中で任用された者の任用期間は、当該任用のあった日から当該年度の末日までとする。

3 市長は、隊員の任期を最大3年まで更新できるものとする。ただし、地域協力活動として地域の基幹産業となる第一次産業や伝統的工芸品産業等に従事する隊員が、3年を超えて当該地域協力活動を行うことを希望し、市長が必要と認めるときは、2年を上限として、更に任用を更新することができるものとする。

4 前項の場合において、隊員が産前産後又は育児のために活動を中断する1年以内の期間があるときは、育児等に係る活動中断期間を除き最大3年とする。ただし、前項の規定による更新がなされている場合は、最大5年とする。

(勤務時間等)

第5条 隊員の勤務日は、原則として週4日とする。ただし、職務実態に応じて所属長が指定できるものとする。

2 隊員の活動時間は、1週当たり31時間とする。

- 3 隊員の休憩時間は、常勤職員の例による。
- 4 休日は、あらかじめ所属長が定める日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、及び、12月29日から翌年1月3日までの期間は、勤務を要さないものとする。
- 5 所属長が隊員に対し休日に勤務することを命じる場合には、第2項に規定する1週間当たりの活動時間の範囲内において、当該休日を勤務日に振り替えることができるものとする。
- 6 隊員の休暇は、山口市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（平成17年山口市規則第25号）に定めるところによる。

（報酬等）

第6条 隊員の報酬は、山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年山口市条例第23号。以下「条例」という。）及び山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年山口市規則第7号）に定めるところによる。

- 2 隊員の号給は、別表1のとおりとする。ただし、条例第15条第5項の規定は、適用しない。
- 3 隊員の住居に関する費用は、予算の範囲内で市が負担する。
- 4 その他活動に必要な経費は、予算の範囲内で市が負担する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
（新型コロナウイルス感染症の影響による任期の特例）
- 2 令和元年度から令和3年度までの間に任用された隊員であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、その活動に大きな制約を受けた隊員については、市長が必要と認めるときは、第4条第3項の規定による最大3年の任期の更新に加えて、2年を上限として、更に任用を更新することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年12月24日から施行し、令和7年度から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

号給	
給料表	1級50号